

秘書業務に係る労働者派遣業務に関する公募型プロポーザル実施要領

令和8年2月5日に公告した標記業務に係る公募型プロポーザルの執行及び契約の締結に当たり、必要な手続き等については関係法令によるほか、この要領によるものとする。

1 目的

秘書業務に係る労働者派遣について、労働者派遣事業者からの企画提案により、派遣元事業主の業務遂行能力や提案内容を審査委員会において審査し、最も適格な労働者派遣事業者を選定する。

2 概要

(1) 業務名

秘書業務に係る労働者派遣業務

(2) 就業場所

茨城県庁（茨城県水戸市笠原町978番6）

(3) 契約期間（労働者派遣期間）

令和8年4月1日から令和11年3月31日（3年間）

ただし、茨城県は、令和9年度以降の歳入歳出予算において、この契約にかかる金額について減額又は削除があった場合は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）に係る必要な措置を講じた上で、この契約を解除できる。

(4) 業務内容

別添「契約書（案）」及び「仕様書」のとおり。

(5) 参考契約時間単価

金2,800円（税抜き）

この金額は、提案に当たっての目安額（令和8年度の知事部局の単価想定）であり、予定価格を示すものではない。

(6) スケジュール

項目	日程
質問受付期限	令和8年2月13日（金）午後4時まで（必着）
質問回答予定日※	令和8年2月18日（水）
企画提案書等提出期限	令和8年2月20日（金）午後4時まで（必着）
審査結果の通知予定日※	令和8年2月27日（金）

※ 目安として示すものであり、件数や内容によっては、変更となる場合がある。

3 参加者資格要件

参加する者は、以下資格要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく競争入札参加資格がある者であること。ただし、本公募の開始から企画提案書等提出期限日までに茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（申立てがなされている者であっても、再生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者でないこと。
- (6) 労働者派遣法第 5 条第 1 項に規定する労働者派遣事業の許可を受けている者であること。
- (7) プライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会）若しくは、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）取得事業者であること。

4 質問の受付・回答

（1）受付

- ・提出期限：令和 8 年 2 月 13 日（金）午後 4 時まで
- ・提出書類：「質問書（様式第 4 号）」Word 若しくは PDF ファイル
- ・提出方法：電子メールにて下記 9 の担当課宛て送付すること。

（2）回答

- ・回答予定日：令和 8 年 2 月 18 日（水）※内容や数により前後する。
- ・回答方法：全質問に対する回答を一覧化（質問者は表示しない。）し、茨城県入札情報サービス及び行政経営課ホームページに掲載する。

5 企画提案書等の提出

- ・提出期限：令和 8 年 2 月 20 日（金）午後 4 時まで
- ・提出書類：下記を 1 つの PDF ファイルとしたもの。
 - ①プロポーザル提出書（様式第 1 号）
 - ②企画提案書（様式第 2 号）
 - ③労働者派遣契約実績書（様式第 3 号）
 - ④労働者派遣事業許可証の写し
 - ⑤プライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会）若しくは、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）取得事業者であることを証明する書類（認定証の写し等）
- ・提出方法：電子メールにて下記 9 の担当課宛て送付すること。

6 プレゼンテーション

実施しない。

ただし、企画提案書等の内容について、必要に応じて、ヒアリングや追加資料の提出を求めることがある。

7 契約先候補者の決定

(1) 審査方法

資格要件に係る申立書を審査し、適合している企画提案者より提出された企画提案書等について、担当部局内に設置した審査委員会において、下記(2)の評価項目により書面審査を実施する。

審査の結果、評価点の合計が同点となった場合は、様式第2号「8 派遣料金」に記載された単価が低い提案者を契約候補者として選定する。

(2) 審査基準

評価項目	配点
1. 事業者の業務遂行能力	10
2. 派遣労働者の安定確保	20
3. 派遣労働者の質の確保	25
4. 情報保護に関する対応	15
5. リスク管理・トラブル対応	20
6. 県に対するバックアップ	5
7. その他特記事項	5
合計	100

(3) 審査結果

・通知予定日：令和8年2月27日（金）※内容や数により前後する。

・通知方法：様式第5号により、全ての参加者に電子メールで通知する。

また、審査結果は、茨城県行政経営課ホームページにて公表する。

公表する内容は、受託候補者の名称、全参加者の合計点、及び評価項目別の得点とする。ただし、不採択となった事業者の名称は公表しない。

なお、審査結果に対する異議申し立て、質問等には一切応じない。

8 留意事項

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (2) 企画提案書等の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書は公表しない。
- (4) 提出期限後の企画提案書等の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- (5) 次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。
 - ア 実施要領に定めた資格・要件が備わっていないとき
 - イ 提出期限までに所定の提出書類が整わなかつたとき
 - ウ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき
 - エ 提出書類に虚偽又は不正があつたとき
- (6) 企画提案書等の審査は提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、提案された内容について必要に応じて変更する場合がある。
- (7) 受託候補者と契約締結に至らなかつた場合は、審査委員会にて協議し、別の提案事業者と契約締結に向けた手続きを行うことがある。

(8) 本公募に基づき生じた権利義務は、令和8年度当初予算が否決された場合には、効力を失うものとする。

9 担当課

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部行政経営課

TEL : 029-301-2211

E-mail : gyokei1@pref.ibaraki.lg.jp